

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年6月公表）

特定事業主名：東京都教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1%
全職員	95.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	101.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.3%
31～35年	90.5%
26～30年	90.2%
21～25年	90.1%
16～20年	92.8%
11～15年	94.3%
6～10年	96.9%
1～5年	97.0%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

<用語の解説等>

- 特定事業主とは、東京都教職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プランで定める特定事業主を指します。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、任期付職員、再任用職員※、臨時的任用職員及び会計年度任用職員のうち共済組合の組合員を指します。
- 役職段階の各区分は国が示した例であり、これらに対応する都教育委員会の役職は次のとおりです。

本庁部局長・次長相当職	職員の給与に関する条例に定める指定職給料表が適用される局長級職員
本庁課長相当職	職員の給与に関する条例に定める部長の職務の級が適用される職員
本庁課長補佐相当職	学校職員の給与に関する条例に定める校長、副校長若しくは課長の職務の級が適用される職員
本庁係長相当職	学校職員の給与に関する条例に定める主幹教諭、指導教諭若しくは課長代理の職務の級が適用される職員 職員の給与に関する条例に定める統括技能長若しくは技能長の職務の級が適用される職員

- 職員数は、常勤職員が1年間フルタイムで勤務した場合を一人として人数換算を行っています。
- 役職段階別のうち「本庁部局長・次長相当職」は該当者がいないため、「本庁課長相当職」は一方の性別の職員がいないため「—」と記載しています。

※ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を指します。

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表に係る補足情報

都教職員の給与制度は、地方公務員法に基づき、人事委員会勧告等を踏まえ、議会の議決を経て条例等により定められており、性別に関わらず同一の制度が適用されるため、制度上、男女の差異は生じませんが、教職員の男女構成や継続勤務年数、勤務状況、諸手当の受給状況等において異なる状況がある場合には、実際の給与の支給に影響が生じる場合があります。

本補足情報は、こうした影響の背景として考えられる事項等について、追加的に情報公表を行うものです。

【職員の給与の男女の差異に関する補足情報】

○ 任期の定めのない常勤職員について

- ・ 扶養手当等について、男性職員の受給額が多くなっており、こうした受給状況の差等が男女の給与の差異に影響を与えています。

○ 任期の定めのない常勤職員以外の職員について

- ・ 任期付職員や再任用職員など、給与水準の幅が広い様々な任用形態を一つの区分として集計していることにより、各職の男女構成が男女の給与の差異により大きく反映される構造となっています。なお、各職員区分別の割合は、以下のとおりです。

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期付職員	130.7%
再任用職員	91.3%
臨時的任用職員	105.0%
会計年度任用職員	105.8%